

上富良野町ゴミ指定容器広告募集要項

(平成26年9月29日決定)

(目的)

第1条 この要項は、上富良野町広告掲載要綱（平成26年9月29日決定。以下「要綱」という。）に基づき、可燃・不燃ごみ指定容器に掲載する広告について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格等)

第2条 広告掲載の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人及び団体並びに事務所、事業所を有する法人
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に認めるもの
- 2 広告の規格は、縦17センチメートル 横17センチメートルとする。
- 3 広告を掲載する位置については、指定容器の表面の2区画とする。
- 4 広告を掲載する区画の割り当てについては、町長がくじで定める。
- 5 広告掲載の色数は、1色刷りとする。

(広告掲載枚数)

第3条 広告掲載する指定容器印刷枚数は、その都度、町長が指定するものとする。

(広告掲載料金)

第4条 広告掲載料金は、指定容器1枚当たり 0.5円とする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、必要な都度実施する。

- 2 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に、納税状況確認同意書（別記様式第4号）を添えて、別に定める期日までに、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の選定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、上富良野町広告審査委員会の審査に付し、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 広告掲載可とされた広告が2を超える場合は、審査委員会において抽選により決定する。
- 3 町長は、前2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載（承認・不承認）決定通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年 9月29日から施行する。